企業会計講座 企業会計マスターコース	企業会計に関する基本的職能を修得させるための基礎知識を授ける。	昭和四十二年七月七日	一般社団法人日本経営協会	（新代表者）平井　充則 （旧代表者）松山　栄二	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目十一番八号	平成二十七年六月一日
現代経営講座 戦略管理者コース	管理者職能と管理技法とを実践的に学習させ、実践的問題解決能力を高めて、経営の近代化に役立たせる。	昭和四十九年五月七日				
現代経営講座 管理者基礎コース	企業組織における管理者に対し、日常の職場管理の基本の習得及び組織人としての資質の向上を目的とする。	昭和六十一年十一月十日				
現代経営講座 中堅社員実力養成コース	職場の活性化を図るため、中堅社員の能力開発と実力向上を目指す。	平成三年五月二十九日				
経営実務講座 営業基礎コース	営業部門の新人に対し、営業の基礎知識と基本動作を修得させる。					
経営実務講座 ビジネス文書速修コース	ビジネス文書作成能力の向上を目的に学ぶ。					
経営実務講座 営業戦力化コース	中堅の営業社員に対し、営業技術の修得、戦略的営業展開を進めるうえの知識を修得させる。					
経営実務講座 民法入門コース	民法の中心的テーマである「物権」「債権」を学び、さらに家庭生活に直結する「家族法」について学習する。	平成五年五月十一日				
経営実務講座 労働法入門コース	労働基準法、労働組合法を中心に労使双方に必要な法律事項を学習することを目的とする。					

○厚生労働省告示第四百五号

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百十八条の三第四項第二号ロ及び第三号イ(2)の規定に基づき、雇用保険法施行規則第百十八条の三第四項第二号ロ及び第三号イ(2)に規定する厚生労働大臣が定める研修（平成二十七年厚生労働省告示第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月三十日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一

第二条の表社会福祉法人南高愛隣会の項中「平成二十七年九月三十日まで」を「平成三十年九月三十日まで」に、「第1号職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修」を「訪問型職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修」に改める。

第三条の表社会福祉法人南高愛隣会の項中「平成二十七年九月三十日まで」を「平成三十年九月三十日まで」に、「第2号職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修」を「企業在籍型職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修」に改める。

○厚生労働省告示第四百六号

青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第七条の規定に基づき、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針を次のように定め、平成二十七年十月一日から適用することとしたので、同条の規定に基づき告示する。

平成二十七年九月三十日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一

青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針

第一　趣旨

この指針は、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第四条及び第六条に定める事項についての必要な措置に関し、事業主、職業紹介事業者等（法第四条第二項に規定する職業紹介事業者等をいう。以下同じ。）その他の関係者が適切に対処することができるよう、我が国の雇用慣行、近年における青少年の雇用失業情勢等を考慮して、これらの者が講ずべき措置について定めたものである。

なお、中学校、高等学校又は中等教育学校の新規卒業予定者については、経済団体、学校及び行政機関による就職に関する申合せ等がある場合には、それに留意すること。

第二　事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置

一　労働関係法令等の遵守

事業主、青少年の募集を行う者、募集受託者（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十九条に規定する募集受託者をいう。(一)のイ及びホにおいて同じ。）及び求人者は、青少年が適切に職業選択を行い、安定的に働くことができるようにするためには、労働条件等が的確に示されることが重要であることに鑑み、次に掲げる労働条件等の明示等に関する事項を遵守すること。

(一)　募集に当たって遵守すべき事項

イ　青少年の募集を行う者及び募集受託者は職業安定法第五条の三第一項の規定により、青少年の募集に当たり、募集に応じて労働者になろうとする青少年に対し、従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「労働条件等」という。）を明示しなければならないこと。

ロ　求人者は、職業安定法第五条の三第二項の規定により、青少年を対象とした求人の申込みに当たり、公共職業安定所又は職業紹介事業者（同法第四条第七項に規定する職業紹介事業者をいう。以下同じ。）に対し、労働条件等を明示しなければならないこと。

ハ　イ又はロにより労働条件等を明示するに当たっては、職業安定法第五条の三第三項の規定により、次に掲げる事項については、書面の交付等により行わなければならないこと。

(イ)　青少年が従事すべき業務の内容に関する事項

(ロ)　労働契約の期間に関する事項

(ハ)　就業の場所に関する事項

(ニ)　始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する事項